

## 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案要綱（案）

### 一 平成 17 年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件の追加

現行法の過疎地域に加え、現行法の考え方に即し、平成 17 年国勢調査の結果に基づき、以下の 1 及び 2 に該当する地域を過疎地域として追加すること。

（第 2 条第 1 項関係）

1 人口要件：以下のいずれかに該当すること。

(1) 昭和 35 年～平成 17 年の 45 年間の人口減少率が 33%以上であること。

(2) 昭和 35 年～平成 17 年の 45 年間の人口減少率が 28%以上で、

かつ、高齢者比率（65 歳以上）が 29%以上であるか、

又は若年者比率（15 歳以上 30 歳未満）が 14%以下であること。

\*ただし、(1) (2) の場合、昭和 55 年～平成 17 年の 25 年間で 10%以上人口増加している団体は除く。

(3) 昭和 55 年～平成 17 年の 25 年間の人口減少率が 17%以上であること。

2 財政力要件：平成 18～20 年度の 3 カ年平均の財政力指数が 0.56 以下等であること。

### 二 地方分権改革推進の観点からの過疎地域自立促進方針等の策定に係る義務付け等の見直し

過疎地域自立促進方針（都道府県）、過疎地域自立促進市町村計画及び過疎地域自立促進都道府県計画について、これらの策定に係る義務付けを廃止するとともに、市町村から都道府県に対する事前協議の内容を見直す等の所要の措置を講ずること。

（第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 15 条関係）

### 三 過疎地域自立促進のための特別措置の拡充

#### 1 過疎対策事業債の対象の追加

① 過疎対策事業債の対象となる施設に、①認定こども園、②図書館、③自然エネルギーを利用するための施設、を追加するとともに、小中学校の校舎等について統合要件を撤廃すること。

（第 12 条第 1 項関係）

② 地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として市町村計画に定めるもの（基金の積立てを含む。）の実施に要する経費について、人口、面積、財政状況その他の条件を考慮して定める額の範囲内で、過疎対策事業債の対象とすること。

（第 12 条第 2 項関係）

#### 2 減価償却の特例の拡充

国税（所得税・法人税）に係る特別償却を行うことができる事業のうちソフトウェア業を廃止し、新たに情報通信技術利用事業（コールセンター）を追加すること。

（第 30 条関係）

### 3 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の拡充

地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の対象業種のうちソフトウェア業を廃止し、新たに情報通信技術利用事業を追加すること。 (第31条関係)

### 四 失効期限の延長

現行の過疎地域自立促進特別措置法の失効期限〔平成22年3月31日〕について、6年間の延長を行い、平成28年3月31日とすること。 (附則第3条関係)

### 五 施行期日等

#### 1 施行期日

この法律は、平成22年4月1日から施行すること。ただし、「四 失効期限の延長」に係る改正は、公布の日から施行すること。 (改正法附則第1条関係)

#### 2 関係法律の改正等

関係法律の改正その他所要の規定の整備を行うこと。

現行非過疎団体で、  
「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案要綱(案)」  
の第一に定める要件を満たす団体(平成22年4月1日時点(見込))

平成17年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件

1 人口要件:以下のいずれかに該当すること。 (1) 昭和35年～平成17年の45年間の人口減少率が33%以上であること。 (2) 昭和35年～平成17年の45年間の人口減少率が28%以上で、 かつ、高齢者比率(65歳以上)が29%以上であるか、 又は若年者比率(15歳以上30歳未満)が14%以下であること。 ※ただし、(1)(2)の場合、昭和55年～平成17年の25年間で10%以上人口増加 している団体は除く。 (3) 昭和55年～平成17年の25年間の人口減少率が17%以上であること。
2 財政力要件:平成18年～20年度の3カ年平均の財政力指数が0.56以下等であること。

現行非過疎団体で上記要件を満たす団体

北海道	小樽市、浦河町、羅臼町
青森県	平内町、野辺地町、大間町、三戸町
岩手県	釜石市、岩手町、大槌町、山田町、普代村、九戸村、洋野町
秋田県	美郷町
山形県	村山市、遊佐町
福島県	下郷町、檜枝岐村、猪苗代町、会津坂下町
群馬県	嬬恋村、みなかみ町
埼玉県	東秩父村
千葉県	長南町、大多喜町
東京都	大島町
富山県	朝日町
長野県	飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町
岐阜県	八百津町
三重県	尾鷲市、鳥羽市
京都府	宮津市、和束町
奈良県	山添村
和歌山県	由良町、那智勝浦町、太地町
鳥取県	岩美町、三朝町、大山町、江府町
岡山県	矢掛町、奈義町
香川県	直島町、琴平町
高知県	須崎市
福岡県	大牟田市、鞍手町、福智町、築上町
佐賀県	白石町、太良町
鹿児島県	与論町
計	58団体